

2、地下水汚染がもたらす様々な影響について

(地下水汚染がもたらす健康影響について)

恐らくそうなんですけども、ここにそういうふうに書かれると誤解を招くんじゃないかなという、資料の提出についての指摘でございます。

それでは、政策判断の根拠、全員協議会でお配りいただいた資料のうち、市が浄化対策を行う理由について数点質問いたします。

まず、健康に対する影響について伺います。現状のままとどめ置いた場合、汚染地域に住んでおられる住民の方に対する、健康に対する影響はどのようなものが考えられますか。また、実際に何か被害報告は上がっているのでしょうか、お答えください。

羽間紀雄環境部長

地下水を飲まなければ、健康影響はありません。また、当該地域の住民の方々への健康の影響や被害についても、現在は聞き及んでおるところではございません。

以上でございます。

(地下水汚染による土地利用制限について)

飲まなければ影響はないということで、次なんですけども、土地利用に制限がかかるということ資料ではおっしゃっておるんですけども、このまま放置した場合、具体的に誰がどのような制限、規制をかけられるんでしょうか、お答えください。

羽間紀雄環境部長

当該地域の土地利用についてでございますが、開発事業者に対し、随時、工事の際に地盤面より1.5mから8mの深さの第1帯水層より深いくいを打って汚染を拡散させることのないよう、工事費が多額になろうと、適切な工法を採用することや汚染土壌、汚染地下水の適正処理について指導して、当該地域での汚染の拡散防止を厳しく現在求めているものでございます。

以上でございます。

(地下水汚染による土地利用制限について)

適正処理については行政指導を行っておられるということなんです。後半は理解できますが、前半のくい云々についての部分、その趣旨及び内容はどのように説明しておられるのでしょうか。行政指導において、趣旨及び内容の明示

が必要となってきますが、何メートルのくいを打てばどのような影響があるかわからないが、汚染が広がるかもしれないというような曖昧な趣旨で指導を行っておられるのですか。お答えください。

羽間紀雄環境部長

この件に関しましては、今、外環状線鉄道を工事する際に、大阪府の環境アセスメントの中でも、この環境汚染、地下水汚染をもとにした工法、くいを打つ工法等が指示されております。そういったものを参考にしながら、水もあります深さ等を参考に、それぞれの地域に応じたくいの打ち方というものを指導しておるとい状況でございます。

(土地利用制限を受け得る開発案件について)

ちなみに、現状におきましてどのような開発案件が上がっておられますか、お答えください。

羽間紀雄環境部長

一番大きなものは、先ほど申し上げました外環状線鉄道の軌道敷もしくは駅を建設する工事となっております。それ以外のものは、対象外のところというか、近隣になりますけれども、大きなものでいきますと、本市が事業主体になっております南吹田の駅前線の工事等につきましては、隣接地ということで、工事内容には十分注意するようという指導は行っているものでございます。

(地下水汚染の泉浄水所水源への影響について)

土地利用の制限についておっしゃってられますが、具体的な他のことについてはまだ不明ということで、次に行きます。

泉浄水所の地下水源への影響の回避が挙げられておりますが、水道部に伺います。現在の南吹田の土壌汚染が地下水源に到達し水源が汚染されるリスクをどの程度把握されていますか。リスクが高い場合、水道部としても対応されてしかるべきと思いますが、どのような対応をされているのでしょうか。

川上勝己水道部長

南吹田地域の土壌汚染についてでございますが、水道部といたしましては、水を通さない不透水層が7層から13層を経た、深度150mから200mの深井戸からの取水であることなどを勘案すれば、近い将来に汚染された水が泉浄水所の地下水源に到達し水源が汚染されるリスクは低いとは考えておりますが、可能性はあるものとは存じております。仮に泉浄水所に汚染水が到達したと想定し

た場合、ある程度の汚染濃度までは、既存の高度浄水処理工程により対応は可能と考えますが、より汚染が進行し、水道水の水質基準以下までの処理ができなくなった場合は、地下水源からの取水が困難となる事態もあり得るものと認識いたしております。

水道部の対応でございますが、地下水源の水質測定として、泉浄水所では8本の井戸から取水しておりますが、それらの水が集まる原水槽において毎月1回、そして各井戸については1年に2回行っており、現時点では、問題となっている汚染物質は検出されておられません。今後とも引き続き、地下水源の厳正な水質監視に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

(地下水汚染の泉浄水所水源への影響について)

7から13層もの不透水層があってリスクは低いということですね。仮に浄水所取水地に到達したとしても、1日9,000+も取水している現状から考えれば、一気に多量の汚染水が流れ込まない限りは、希釈され環境基準以下になるようにも考えられるのですが、次に環境部に伺います。現在汚染は滞留している、つまりとどまっていると伺っております。本件土壌汚染が泉浄水所の地下水源に至るリスクをどの程度把握されているのでしょうか。具体的にどのような状況となった際に地下水源は汚染されるのでしょうか、お答えください。

羽間紀雄環境部長

水道水源へ到達する可能性につきましては、学識経験者の助言をもとに本市が取りまとめた平成20年の調査報告書において、今後、対策を行わなければ、有害物質に汚染された地下水が水道水源へ到達する可能性も考えられるとの趣旨の結論を得ております。また、大阪外環状線鉄道の完成に伴い見込まれる新たな開発事業によりまして、例えば第1帯水層より深い地層にくいなどが打設された場合に、地下水の流向や地質状況が不明な深層部への地下水汚染の拡散リスクが高まることが想定されるとしておるものでございます。

以上でございます。

(地下水汚染の泉浄水所水源への影響について)

取水場に対する影響を伺ったのですが、ちょっと抽象的なので、もうちょっと具体的にもっと伺いたいです。何メートルのくいを打った場合に影響があって、どのような形でリスクが高まるのか。具体的にはよくわからないということでもよろしいですか。取水地に到達する可能性があるかもしれないし、ないかもしれないし、わからないということですか。

羽間紀雄環境部長

地層は断面によって変わるということは当然御存じかと思っておりますけれども、それによって、例えば第1帯水層を突き破るというレベルで行ったときに、次の第2帯水層に到達するかしないかの深さがございます。例えば、10m以上とか30m以上とかというのは、場所場所によって若干は変わりますが、今のところは、基準的には第1帯水層を抜いてしまうというような表現が、今のところは指導の基準かなというふうには思っております。

(地下水汚染の泉浄水所水源への影響について)

どういう形になると取水地に到達する可能性があるのかということ伺ったんですけども、それはだから、その御説明によると、地下のことなのでわからないということによろしいですか。

羽間紀雄環境部長

厳密にはそうございまして、第2帯水層以深とかの深いところだと、やはり地層の堆積層の状態が上のほうとは変わっております。その部分については、実際に水の流れをはかってみないと、どんな流れになるかわかりませんので、一応、今のところ、不明というのが正解かもわかりません。